

## 「携帯品・別送品申告書」の提出について（よくある質問）

税関では、テロの未然防止や密輸阻止を図りつつ、迅速かつ適正な通関を行うため、平成19年7月から、日本に入国（帰国）する全ての方に「携帯品・別送品申告書」を提出していただくことが必要となりました。

Q1. 以前は、申告書を提出しないでも済んでいたのではないか。

A1. 以前は、免税範囲を超えている方及び別送品のある方にのみ申告書を提出していただき、それ以外の方は申告書を提出することなく、口頭により申告手続をしていただいたところですが、テロの未然防止等を図りつつ、迅速かつ適正な通関を行うため、平成19年6月に関税法基本通達を改正し、同年7月から一部の例外（国賓等）を除き、全ての方に申告書を提出していただくことが必要となったものです。

Q2. どうして申告書を提出する制度に変わったのですか。

A2. 税関では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止の観点から、海外から日本に入国される全ての方に、輸入が禁止・規制されている物品の有無、届出が必要な範囲の額の現金の有無等について確認をしています。このため、税関へ申告する事項について、あらかじめ申告書を記入していただき、税関検査の際に提出していただくこととしました。

Q3. 申告書を提出しなければならない法的根拠は何ですか。

A3. 貨物を輸入しようとする者は、関税法第67条により、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないと規定されています。

輸入申告の手続としては、関税法施行令第59条により、輸入しようとする貨物に係る品名、数量及び価格等を記載した申告書を税関長に提出して、しなければならないと規定され、具体的には、関税法基本通達67-4-10により、携帯品・別送品申告書A面の各項目を記入して提出していただくこととしています。

(注)輸入しようとする貨物の数量又は価格が、免税範囲を超えている場合は、携帯品・別送品申告書A面のほかそのB面に所要事項を記入していただくこととなります。

Q 4 . 申告書を提出することによって、携帯品の検査は省略されますか。

A 4 . 提出していただいた申告書の記入事項を確認することにより迅速な通関に努めますが、携帯品の検査自体を省略するものではなく、必要に応じて検査をさせていただきます。

Q 5 . 家族が同時に税関検査を受ける場合、個々に申告書を記入して提出する必要がありますか。

A 5 . 入国（帰国）時に、家族が同時に税関検査を受ける場合には、代表者が当該申告書を記入し、「同伴家族」欄に代表者本人を除く同伴家族の人数を記入して下さい。

Q 6 . 個人情報が記載されている申告書の管理はどのようになるのですか。

A 6 . 申告書には個人情報が含まれていますので、税関では他の行政文書と同様に取扱いには十分留意します。

#### 税関相談官への問い合わせ先（電話番号）

- ・函館税關 0138-40-4261
- ・東京税關 03-3529-0700
- 成田税關支署 0476-34-2128
- ・横浜税關 045-212-6000
- ・名古屋税關 052-654-4100
- 中部空港税關支署 0569-38-7600
- ・大阪税關 06-6576-3001～5
- 関西空港税關支署 072-455-1600
- ・神戸税關 078-333-3100
- ・門司税關 050-3530-8372
- 福岡空港税關支署 092-477-0101
- ・長崎税關 095-828-8619
- ・沖縄地区税關 098-863-0099

（以上）